

# 令和2年度第1回草加市みんなでまちづくり会議

## 議 事 録

### 1 開催日時

令和2年10月28日(水)午後7時～午後8時30分

### 2 開催場所

草加市立中央公民館 第1・2講座室

### 3 出席者の氏名

(1) 登録員9名

(2) 事務局 みんなでまちづくり課: 森田課長、工藤課長補佐、池田主査、鈴木主事

市民活動センター: 鈴木所長、上石専門員

### 4 会議の議題

「草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会検証報告」について

### 5 公開・非公開の別

公開

### 6 傍聴者数

0人

### 7 議事録署名人

清水 光子 氏、松岡 年 氏

### 8 会議の主な内容

<b>【事務局】</b>	<p>草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会による検証報告についてご説明します。</p> <p>草加市みんなでまちづくり自治基本条例では、市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりが常に保障されるよう検証することが第29条に規定されています。市民の視点から検証していただき、市民検証委員会からいただいた検証結果についてご説明します。</p> <p>検証報告第1章では、市民検証の概要です</p> <p>市民検証委員会は、平成30年11月に設置し、令和2年3月31日までの委嘱期間に7回の会議を開催しました。検証の過程では、市に中間報告を行うとともに、令和2年3月には、検証結果をまとめた報告書として、市長へご提出いただきました。</p> <p>市民検証委員会の委員構成は、東京大学の後藤氏を座長とし、(特非)みんなのまち草の根ネットの会の会長を務める宮本氏に副座長をお願いしました。市民の代表としては、国際交流協会から青柳氏、町会連合会から蓮沼氏、ボランティア草加連絡協議会から齋藤氏、(特非)今様草加宿から村上氏、高砂・住吉・中央地区まちづくり市民会議から谷古宇氏に参加いただきました。また、知識経験者として、獨協大学の岡村氏、(特非)ハンズオン埼玉の川田氏をお願いしました。</p>
--------------	---

第2章は、市民検証委員会が捉えた草加市の現状です。

草加市の人口は増え続けていますが、令和8年をピークに減少し、人口構成は65歳以上の高齢者が増える見通しです。世帯数は令和10年から減少し、世代の構成人数も減少して高齢者単身世帯が増加する見通しです。

地域コミュニティでは、町会・自治会の加入率は減少傾向にあり、草加市民アンケートでは、市民の58.4%が地域のまちづくり活動への参加経験がないという結果でした。その一方で、地域活動に参加・協力したいと思わないと回答した市民は10%程度でしたので、約80%強の市民が、何らかの形で、地域活動に参加・協力できると考えられます。また、近年ではコミュニティ活動が多様化し、ソーシャルビジネスの活用、プロボノとの連携、クラウドファンディングによる資金調達など、市民自らが活動しやすい環境があります。また、市の施策でも、ソーシャルビジネスネットワークやリノベーションによるまちづくりが行われています。

まちづくりに関するこれまでの取組は、町会・自治会及び町会連合会と連携した取組や活動の支援、草加市みんなでまちづくり自治基本条例の制定により、まちづくり登録員制度、みんなでまちづくり会議の運営、ふるさとまちづくり応援基金の設置、地区まちづくり市民会議の支援を行っています。また、まちづくりの根幹となる計画である、総合振興計画の策定及び都市計画マスタープランの改定時には、未来まちづくり市民会議を開催し、広く市民の声を計画に取り入れようとする取組を行いました。また、職員に対して本条例の理念を理解してもらうよう、新規採用職員に対する研修を行っています。

これまでの取組に対し、近年の取組では、生活支援体制整備事業における協議体の設置やコミュニティプラン策定に向けた地区別懇談会を開催しています。これまでの取組では、市民の自主的な活動をどのように支援するかが主でしたが、近年では、地域における市民同士の議論により、政策や計画策定の段階から市民の声を取り入れて作り上げる動きが行われています。

第3章では、草加市の現状を踏まえて、これから進むべき市民自治の7つの方向性を挙げていきます。

方向性1若い世代の力を活かしたまちづくりでは、これまで地域の中核を担う町会・自治会の役員などが高齢化しており、これからのまちづくりを担う若い世代のニーズを政策として受け止め、まちづくり活動への参加を促すことが必要とされています。

方向性2多様な市民の議論の場を活かした政策形成では、近年、様々な分野で市民同士の議論の場が設けられているので、本条例で定めるまちづくり登録員制度やみんなでまちづくり会議などと整理し、議論の活性化が求められています。

方向性3多様な市民や組織の連携促進では、ふるさとまちづくり応援基金の設置などにより活発化した市民活動同士を、分野を超えて連携することで相乗効果を生み出すことが期待されています。

方向性4コミュニティにおける人間関係では、現状はまちづくり活動に参加できていないが、必ずしも参加したくないのではなく、何らかの形でまちづくり活動に参加・協力できると考えている市民がいるので、本条例がこれからのコミュニティにおける人間関係に対応していく必要があり、政策においてもコミュニティにおける人間関係が醸成されるような関わり方が期待されています。

方向性5福利厚生のあるコミュニティ(閉じこもり)では、本条例では自立して自律した市民によるまちづくりを想定し、支援をしていますが、近年ではこれまでまちづくりを担ってきた市民が高齢化になり社会的に虚弱化し、地域に関われずに閉じこもる傾向が見られます。今後は、地域コミュニ

ティが地域で暮らす市民の不安や孤独感に対応できるよう、コミュニティとつながることが福利厚生となるような環境づくりが期待されています。

方向性6職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備では、市職員には本条例の知識を深める研修だけでなくとどまらず、市民とともに地域課題を分析して政策形成を行うなど、新しい課題に挑戦できる環境・基盤の整備が求められています。

方向性7現場創発による政策形成に向けた予算の確保では、市民の現場から形成された提案を、予算を含めて政策として策定する仕組みの整備が期待されています。

第4章では、第3章で挙げられた7つの市民自治の方向性ごとに現状・課題を整理し、市民検証委員会としての評価の視点や運用の見直し案が示されています。

方向性1では、本条例の制定により、パブリックコメントや審議会委員の公募制度など、市民参画の手法が運用されていますが、実際に若い世代のまちづくり参画状況の情報が不足しています。また、審議会委員の年齢構成を見ても、50歳代以上の割合が高いのが現状です。

評価の視点としては、若い世代にどれだけ意見を聞き、審議会の公募委員に参加する若い世代が増え、まちづくり活動に参加する若い世代が増え、そこからふるさとまちづくり応援基金に応募する若い世代の団体が生まれたかどうか。更に若い世代の視点から新しい政策ができたかどうか。また、若い世代のまちづくり参画機会をどのように創出し、どのように情報発信したかが挙げられています。

運用の見直しでは、若い世代の声がどのようにまちづくりに活かされているのかがわかるような情報収集が必要とされました。また、若い世代とは、これからのまちづくりを担う世代として、概ね40歳代以下としています。

運用に関連する条文は、第12条説明責任・応答責任、第15条パブリックコメント、第16条審議会委員などの公募となります。

方向性2では、様々な分野で市の政策や計画を策定する際に、市民からの意見を反映させるために、本条例の第24・25・26条以外のところでも、市民同士の議論の場を設置しています。このように、専門領域ごとに市民の議論の場が設置されていることは成果である一方で、分野横断的な議論になりにくく、本条例第3条の総合的なまちづくりが見えにくくなっています。しかし、本条例に基づくみんなでまちづくり会議は、まちづくり登録員しか参加できず、議題に関係ない市民がその場の思いつきによる発言で意見してしまい、本質的な議論がしにくい場となっています。また、分野ごとでは関係者を集めて本質的な議論をしているため、みんなでまちづくり会議にはステークホルダーが集まりにくくなっており、総合的な政策検討や提案ができなくなっています。

評価の視点としては、分野横断的な議論から複合的に検討された政策が市の計画にどれだけ取り入れられたか、みんなでまちづくり会議において参加者が増えているかが挙げられています。

運用の見直しでは、本条例によるみんなでまちづくり会議以外で実施されているタウンミーティング方式の市民の議論の場をみんなでまちづくり会議の一形態として整理し、まちづくり登録員以外でも意見が言える環境を条例との整合性を図ることを検討すること、また、市側からも働きかけ、分野ごとではなく総合的に分野横断的な課題について議論させること、そのためのファシリテーション体制を構築することが求められました。

運用に関連する条文は、第19条組織づくり、第24条まちづくり活動の登録、第25条まちづくり計画の提案、第26条みんなでまちづくり会議になります。

方向性3では、ふるさとまちづくり応援基金の設置などにより、同じ目的を持つ市民による団体活

動は活性化してきているものの、団体間での横のつながりはあまり見えてきません。市が施策の中で関わりがない団体とどのように関わるかや細かい市民ニーズに対して市民同士で対応しようというときに、ふるさとまちづくり応援基金や市民活動センターをどのように活用するのか検討が必要です。

評価の視点は、市が通常の施策に関わりのある団体と、施策であまり関わりのない団体を整理しておき、その中から団体同士が自主的に交流し、協働・連携により生まれた新たな取組を評価していくことが挙げられています。

運用の見直しでは、市民活動団体間の連携に基金を活用することと、市の施策と関わりのある団体を整理するとともに、クラウドファンディングやソーシャルビジネスなど、政策に有効な効果をもたらすまちづくり活動を集約することが挙げられました。

運用に関連する条文は、第20条基金などの設置と第21条拠点・ネットワークづくりになります。

方向性4では、これまで町会・自治会などの地縁組織の支援や市民活動センターの運営、ふるさとまちづくり応援基金の設置、まちづくり講座の開催などにより市民活動を支援していますが、町会・自治会の加入率は減少傾向にある中で、新しいコミュニティの在り方を考える時期にきています。また、町会・自治会は行政施策においても重要な役割を担う一方で、町会・自治会に頼り過ぎていることが、結果として担い手不足や役員の高齢化につながっているとの意見がありました。本条例にはコミュニティに関する規定はありませんが、市として政策の中でこれからのコミュニティの在り方を検討していくことが必要との意見が挙げられました。

評価の視点では、町会・自治会の組織化や加入率は引き続き重要な指標とし、新たな担い手となりうる地域イベントの参加者の数や同じ地域に住む市民同士が助け合える風通しの良いコミュニティをどれだけ感じられるかが挙げられています。

運用の見直しでは、市の施策における町会・自治会への負担を見直すことやコミュニティを幅広く捉えなおして政策を進めることが必要とされました。

運用に関係する条文としては、現状コミュニティに関する規定はありませんが、政策の中でコミュニティの構築について検討する必要があります。

方向性5では、本条例は市民の自立と自律によるまちづくりを進めることを想定しており、高齢化などにより虚弱状態の市民によるまちづくりが想定されていないように伺えるとの意見がありました。地域と関わらずに閉じこもると、市民の健康寿命だけでなく、市や地域自治組織等の資源を費やして支援することになります。市民が閉じこもらず、自立と自律ができなくても地域に関われるよう、地域の中でどのように支え合うかという議論がされました。

評価の視点としては、支え合う活動や居場所の数、居場所までのアクセスの良さが挙げられ、コミュニティが福利厚生として機能したときに、閉じこもる市民の数の変動状況が挙げられています。

運用の見直しでは、閉じこもることを個人の問題とせず、コミュニティ活動を支援することやコミュニティを市民の共同性だけでなく、市が介入することが必要との意見が挙げられました。

運用に関連する条文は、第3条基本方針、第6条市民の権利、第7条市民の責務になります。

方向性6では、本条例に関する座学研修を実施するとともに、実行委員会形式のイベント開催などでは、市民とともに協働事業として取り組んでいます。実際に地域に出て市民とともに政策を形成するには、OJT形式で進めていくとともに、市民団体に対する付度、癒着、カルテルなどと疑われないような協働の仕組みが必要という意見が挙げられています。

	<p>評価の視点は、現場創発の政策形成数や本条例に対する職員の認識度が挙げられています。</p> <p>運用の見直しでは、座学研修にとどまらず、地域の現場で市民とともに課題を分析し政策形成ができる職員の育成と環境・基盤を整備することが挙げられています。</p> <p>方向性7では、方向性6と関連しており、地域から創発された政策に対して、予算をつけられるような仕組みが必要という意見が挙げられています。</p> <p>最後に、第5章検証結果・総論です。</p> <p>本条例の制定により、多様な形でパートナーシップによるまちづくりが進められてきたことは評価できます。その一方で、地域の担い手不足や地域福祉課題の複雑化など、市民自治の課題は多様化しています。検証結果としては、条文の改正までは必要ないものの、近年の社会情勢を踏まえたこれからの進むべき市民自治の7つの方向性に基づき、具体的な数値や取組などを進捗管理し、時代に見合った条例の運用を継続していくことが求められました。</p> <p>以上のように、市民検証委員会からの検証報告を受けて、本条例は制定されて15年以上が経過しており、制定時のまちづくり活動と現在では社会情勢が変化しているので、現在の社会情勢に合った視点で検証いただきたいと思います。若い世代の声を取り入れることや福利厚生のあるコミュニティづくりという方向性はまさに現代に必要な考え方なのではないかと思います。昨年まで市民検証委員会で検証していただきましたが、市としても庁内で施策や取組にどのように反映できるか検討しているところです。検討する中で、いただいた検証報告を今後の取組などに反映していきたいと考えております。</p>
<p>【登録員 A】</p>	<p>検証報告をお聞きして、非常に素晴らしいものと感じました。この検証を受けてどのように取り組むのかはこれからだと思います。市長、議会に理解されないと実行に繋がらないと思うので、取組方法についてしっかり検討していただき、進めていただきたいと思います。</p>
<p>【登録員 B】</p>	<p>検証報告は多角的な評価をされていて、時間と労力を掛けて検証いただいたと思います。資料にあるまちづくりに対する市民の意識について、まちづくり登録員を対象に調査していただいても良いのではないかと思います。</p>
<p>【登録員 C】</p>	<p>本条例の研修は、新規採用職員だけではなく、年配の職員に対しても実施する必要があるのではないのでしょうか。過去に、道路整備について市の担当課に問い合わせたところ、当該道路は県が管理する道路であるため、県に連絡して欲しいと言われました。市民は市道や県道というところは意識していないので、職員は条例の主旨を理解し、県道であっても、市で対応できるようにして欲しいと思います。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>新規採用職員に対して研修を行っていますが、年配の職員も含めて全職員が本条例を理解していることを目標に取り組んでいるものです。本条例は、市の最高規範という位置づけとなりますので、全ての計画や取組の基になっているものですので、全職員が理解しているものとなります。理解が不足している場合には、様々な場面で説明をしていく必要があると考えています。</p>
<p>【登録員 D】</p>	<p>まちづくり登録員が160名以上いるにも関わらず、参加している人数が少ないことが残念に思っています。市民検証委員会による検証報告を受けて、我々まちづくり登録員がまちづくりに対して</p>

	どのような意識を持っているのかを知り、できる範囲の取組を積極的に進めていきたいと思えます。
--	---